

# 寒河江市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和2年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和3年度	40,452	26,393,445	879,222	2,702,996	10.2	8.6

### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

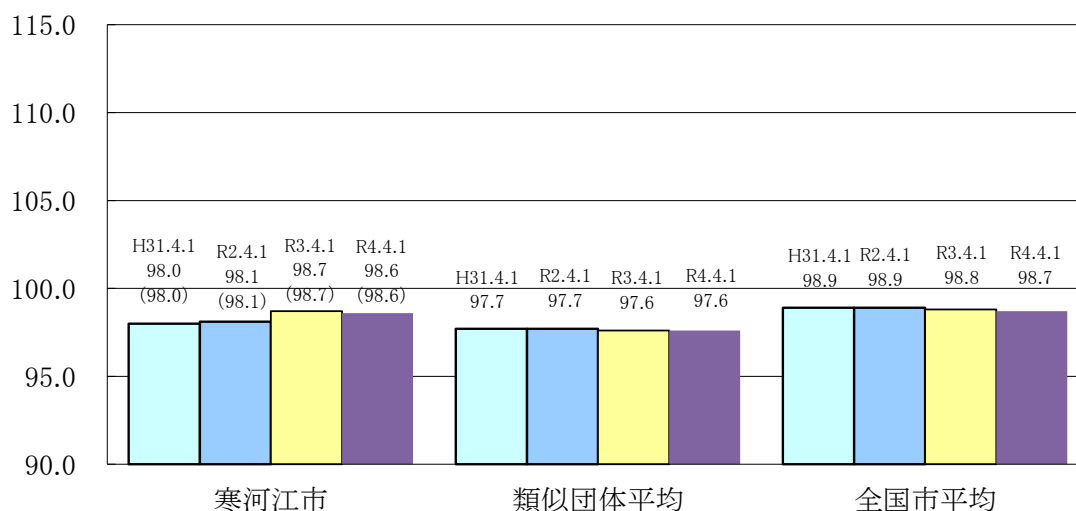
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和3年度	288	1,046,142	158,690	393,694	1,598,526	5,550	5,729

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和3年4月1日現在の人数である。また、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



(注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)

を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ( )書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し  
 [  実施  未実施 ]

◆給料表の改定実施時期：平成27年4月1日  
 ◆内容：行政職、技能労務職、医療職(二)、医療職(三)給料表について、見直しを実施。一般行政職給料表においては、平均見直し率0.2%、若年層については平均見直し率2.3%、高齢層については、▲1.6%。ただし、激減緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し  
 実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準20%に対し、寒河江市においても20%を支給。  
 (実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は18%、給与改定後は平成27年4月に遡及し18.5%、平成28年4月1日から20%を支給。

(参考)

	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合	令和2年度の支給割合	令和3年度の支給割合	令和4年度の支給割合
	4月1日時点	遡及改定後							
国基準による支給割合	18%	18.5%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%
寒河江市の支給割合	18%	18.5%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
寒河江市	41.1 歳	307,400 円	355,400 円	332,900 円
山形県	43.5 歳	330,800 円	411,800 円	357,400 円
国	42.7 歳	323,711 円	—	405,049 円
類似団体	42.3 歳	314,153 円	372,573 円	341,315 円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
寒河江市	49.4 歳	36 人	329,500 円	343,200 円	344,300 円
うち 学校給食員	50.3 歳	8 人	315,300 円	330,100 円	331,500 円
うち 用務員	49.8 歳	12 人	333,700 円	352,600 円	355,500 円
うち 自動車運転手	53.9 歳	4 人	344,000 円	354,400 円	352,500 円
山形県	52.8 歳	442 人	336,600 円	376,700 円	353,500 円
国	51.1 歳	2,114 人	286,570 円	—	328,416 円
類似団体	51.5 歳	14 人	298,838 円	327,948 円	310,173 円

民間			参考
対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A / B
調理師	43.4 歳	219,900 円	1.50
用務員	49.1 歳	236,600 円	1.49
自家用乗用自動車運転手	55.7 歳	200,500 円	1.77
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C / D
寒河江市	—	—	—
うち 学校給食員	5,446,500 円	2,970,200 円	1.83
うち 用務員	5,740,600 円	3,187,900 円	1.80
うち 自動車運転手	5,787,300 円	2,727,700 円	2.12

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成31～令和3年の3ヶ年平均)  
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。  
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

## (2) 職員の初任給の状況(令和4年4月1日現在)

区分		寒河江市	山形県	国
一般行政職	大学卒	185,100 円	185,100 円	182,200 円
	高校卒	152,300 円	152,300 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	149,300 円	147,700 円	— 円
	中学卒	— 円	136,100 円	— 円

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和4年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	277,500 円	364,000 円	386,300 円	403,900 円
	高校卒	— 円	— 円	372,100 円	388,600 円
技能労務職	高校卒	— 円	315,300 円	333,600 円	342,100 円

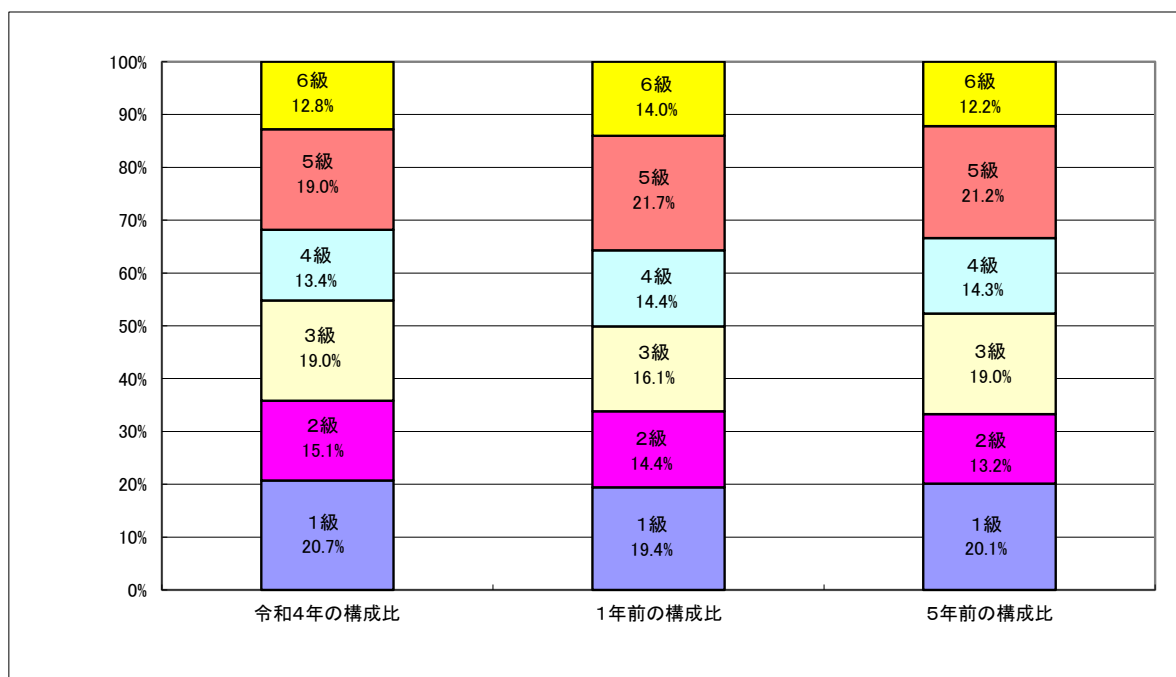
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和4年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・技師	37人	20.7%	147,700円	252,500円
2 級	主事・技師	27人	15.1%	198,300円	310,500円
3 級	係長・主任	34人	19.0%	234,700円	357,300円
4 級	主査・係長	24人	13.4%	267,800円	389,000円
5 級	課長補佐・主査	34人	19.0%	294,200円	401,200円
6 級	課長	23人	12.8%	325,200円	418,600円

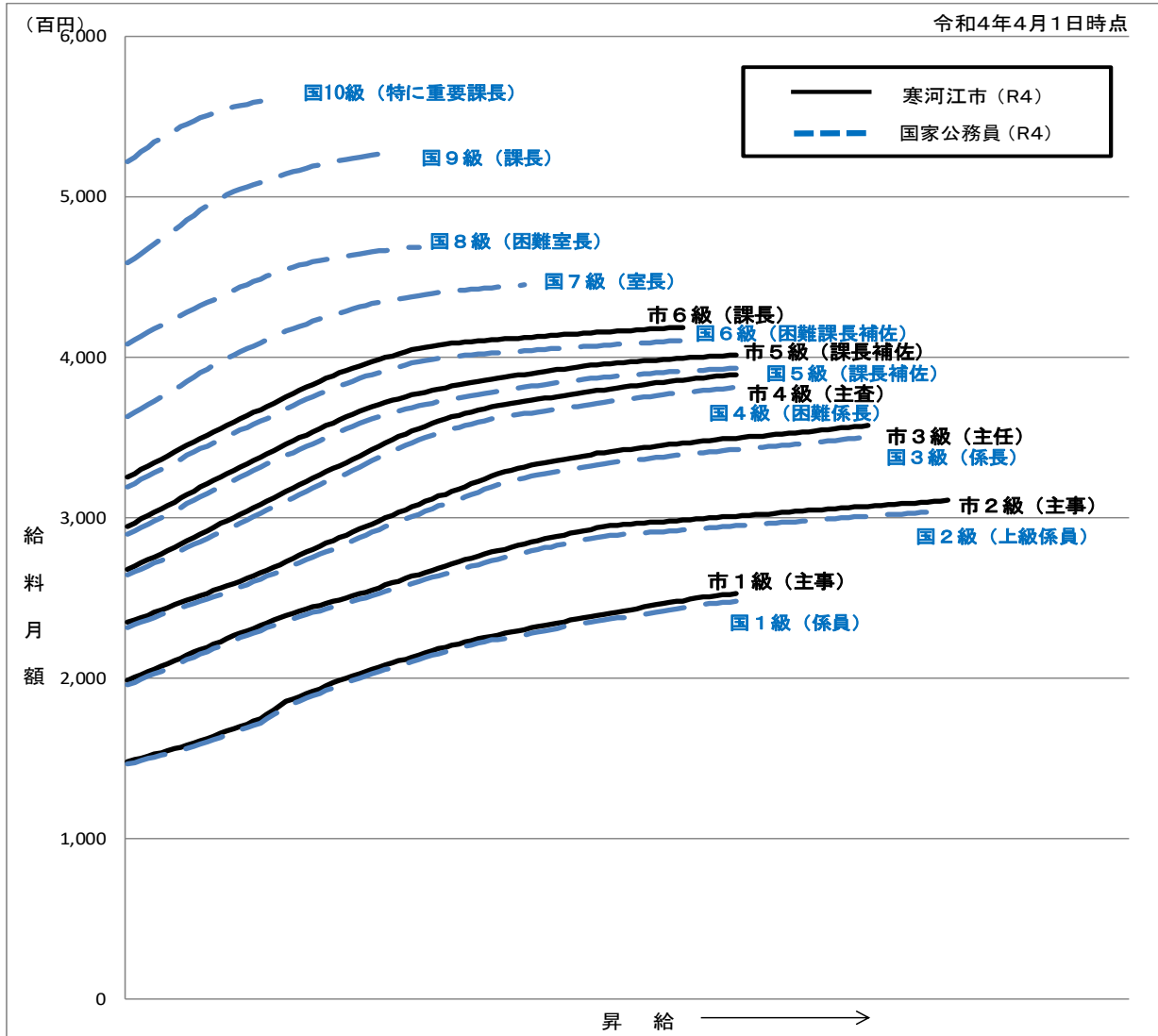
(注)1 寒河江市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注)平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和4年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(寒河江市)

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

寒 河 江 市	山 形 県	国
1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,377 千円	1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,616 千円	—
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.85 月分 ( 1.35 )月分 ( 0.90 )月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.85 月分 ( 1.35 )月分 ( 0.90 )月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(寒河江市)

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当(令和4年4月1日現在)

寒 河 江 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
1人当たり平均支給額	20,783 千円				

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

##### (3) 地域手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
-	- %	- 人	- %

(4) 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)		- 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		- 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)		- %	
手当の種類(手当数)		3 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫業務手当	右記業務に従事した職員	感染症患者若しくは疑いのある患者を救護したとき又は感染症の病原体に汚染された物件若しくは疑いのある物件の処理作業に従事したとき	日額 300円
行旅病人又は行旅死亡人の取扱手当	右記業務に従事した職員	行旅病人又は行旅死亡人の取扱事件が発生し、その取扱作業に従事したとき	行旅病人 1件 1,500円 行旅死亡人 1件 2,500円
除雪作業手当	右記業務に従事した自動車運転手	特殊自動車を運転し、午後5時から翌日の午前6時までの間に除雪作業に従事したとき	日額 300円

(注)18年度より、手当数を削減。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	72,105 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	266 千円
支給実績(令和2年度決算)	69,183 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	253 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和3年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異動	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員 ・配偶者、父母等 月額6,500円 ・子 月額10,000円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ		27,802 千円	248,229 円
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員 ・借家 限度額 月額28,000円	同じ		20,849 千円	289,559 円

通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、又は自動車等を使用する職員 ・交通機関利用者 運賃等相当額(1箇月当たり最高55,000円) ・交通用具使用者 通勤距離区分に応じた定額(月額最高24,500円)	異なる	交通用具使用者の距離区分	9,356 千円	48,980 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員 ・基礎額(30,000円) + 距離区分に応じた加算額(月額最高70,000円)	同じ		0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員 ・勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員 ・支給区分に応じた定額(1回当たり4,400円)	同じ		960 千円	4,400 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給(月額) ・課長等 41,600円	同じ		13,770 千円	491,771 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した場合 ・勤務1回につき4,000円	同じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員(11月～翌年3月までの間に限る) ・世帯区分に応じた定額(月額最高17,800円)	同じ		17,672 千円	60,107 円
災害派遣手当	災害の際に他団体等から派遣された職員 ・日数区分に応じた定額(日額最高6,620円)	—		0 千円	0 円



5 特別職の報酬等の状況(4年4月1日現在)

区 分		給料月額等		
給 料	市 長 副 市 長	920,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
		( - 円 )	980,000 円 / 382,500 円	
報 酬	議 長 副 議 長 議 員	695,000 円	794,000 円 / 512,000 円	
		( - 円 )		
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(令和3年度支給割合)		
		3.200 月分	(加算措置の状況) 給料月額に40%を加算する	
退 職 手 当	議 長 副 議 長 議 員	(令和3年度支給割合)		
		3.200 月分	(加算措置の状況) 報酬月額に40%を加算する	
そ の 他	市 長 副 市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		920,000円×在職月数×0.567	25,038,720円	在職中通算と任期毎からの選択制
		695,000円×在職月数×0.331	11,042,160円	在職中通算と任期毎からの選択制
	備 考			
	市 長 副 市 長	通勤手当及び寒冷地手当について、一般職の職員に準じて支給		

(注)1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

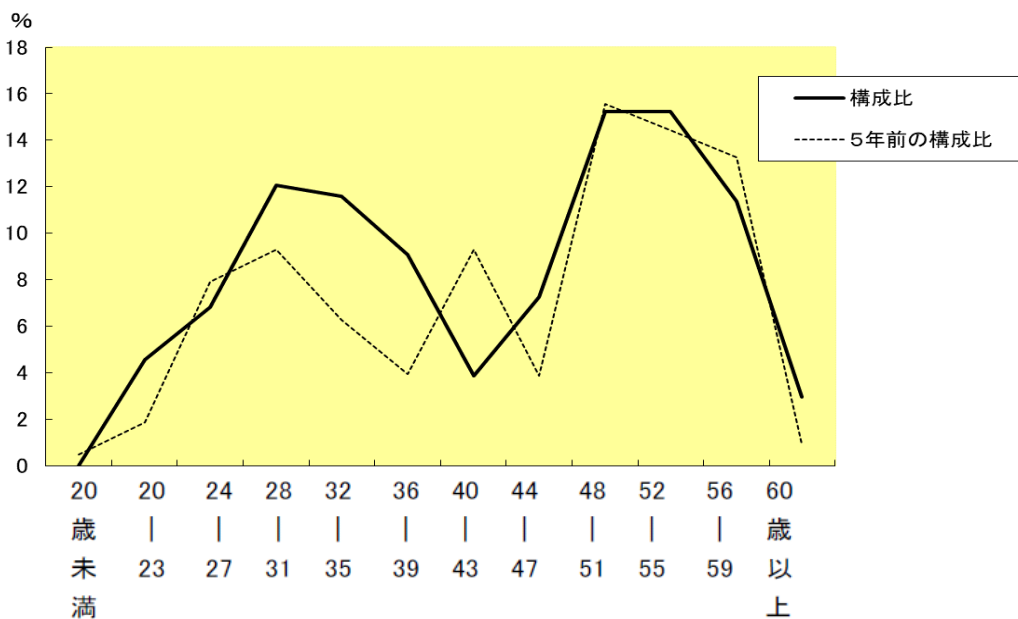
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和3年	令和4年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	5	5	1	ふるさと納税の機能強化による増
		総 務	67	68		
		税 務	22	22		
		農 水	18	18	2	児童福祉事業における相談機能強化による増 県からの派遣職員(相互交流)の配置による減
		商 工	13	13		
		土 木	18	18		
民 生		73	75			
衛 生	16	15	△ 1			
計	232	234	2	<参考> 人口1万当たり職員数 57.85 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 68.13 人)		
教育部門	56	54	△ 2	退職者不補充等による減		
消防部門	-	-				
小 計	288	288		<参考> 人口1万当たり職員数 71.20 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 88.01 人)		
公営企業計等部門	病 院	123	122	△ 1	看護師の減	
	水 道	11	9	△ 2	事務の効率化による減	
	下水道	10	10			
	その他	11	11			
小 計	155	152	△ 3			
合 計		443	440	△ 3	<参考> 人口1万当たり職員数 108.77 人	
		[ 559 ]	[ 559 ]	[ 0 ]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和4年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	20人	30人	53人	51人	40人	17人	32人	67人	67人	50人	13人	440人

(3)職員数の推移

( 単位 : 人 ・ % )

年度 部門別	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	213	215	225	230	232	234	21 9.0%
教育	67	65	64	59	56	54	▲ 13 -24.1%
消防							
普通会計計	280	280	289	289	288	288	8 2.8%
公営企業等会計計	150	153	154	157	155	152	2 1.3%
総合計	430	433	443	446	443	440	18 4.1%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 2年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和 3年度	926,788	93,458	58,970	6.4	6.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B / A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和 3年度	11	39,632	5,670	13,668	58,970	5,361	6,028

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和4年3月31日現在の人数である。また、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和4年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
寒河江市(水道事業)	45.6 歳	318,856 円	443,795 円
団 体 平 均	45.5 歳	335,492 円	501,390 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

寒河江市(水道事業)			寒河江市(一般行政職)		
1人当たり平均支給額(令和3年度)			1人当たり平均支給額(令和3年度)		
1,281 千円			1,377 千円		
(令和3年度支給割合)			(令和3年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.40 月分	1.85 月分		2.40 月分	1.85 月分	
( 1.35 )月分	( 0.90 )月分		( 1.35 )月分	( 0.90 )月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5～15%			・役職加算 5～15%		

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和4年4月1日現在)

寒河江市(水道事業)			寒河江市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～45%加算)	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	20,783 千円	

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		-		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
-	- %	- 人	-	

エ 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		-		円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)		-		%
手当の種類(手当数)		-		種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
-	-	-	-	

(注)18年度より手当を廃止。

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	1,606 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	146 千円
支給実績(令和2年度決算)	1,040 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	87 千円

1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和3年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給 ・主幹 41,600円	同 じ		499 千円	499,200 円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に新たに採用された職員(月額最高2,500円)			0 千円	0 円
扶養手当	扶養親族のある職員 ・配偶者、父母等 月額6,500円 ・子 月額10,000円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同 じ		1,518 千円	303,600 円
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員 ・借家 限度額 月額28,000円	同 じ		294 千円	294,000 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、又は自動車等を使用する職員 ・交通機関利用者 運賃等相当額(1箇月当たり最高55,000円) ・交通用具使用者 通勤距離区分に応じた定額(月額最高24,500円)	同 じ		537 千円	48,327 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員 ・基礎額(30,000円)+距離区分に応じた加算額(最高70,000円)(月額)	同 じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員(11月～翌年3月までの間に限る) ・世帯区分に応じた定額(月額最高17,800円)	同 じ		606 千円	67,378 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員 ・勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同 じ		0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員 ・支給区分に応じた定額(1回当たり4,400円)	同 じ		0 千円	0 円

管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき4,000円	同じ		0 千円	0 円
災害派遣手当	災害の際に他団体等から派遣された職員 ・日数区分に応じた定額(日額最高6,620円)	同じ		0 千円	0 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 2年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和 3年度	1,452,472	64,447	51,826	3.6	3.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和 3年度	10	32,730	3,440	15,656	51,826	5,183	5,920

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和4年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和4年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
寒河江市(下水道事業)	40.0 歳	267,840 円	396,431 円
団 体 平 均	43.9 歳	331,629 円	493,022 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

寒 河 江 市 (下水道事業)				寒 河 江 市 (一般行政職)			
1人当たり平均支給額(令和3年度)				1人当たり平均支給額(令和3年度)			
1,125 千円				1,377 千円			
(令和3年度支給割合)				(令和3年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.40 月分		1.85 月分		2.40 月分		1.85 月分	
( 1.35 )月分		( 0.90 )月分		( 1.35 )月分		( 0.90 )月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5~15%				・役職加算 5~15%			

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和4年4月1日現在)

寒河江市(水道事業)			寒河江市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~45%加算)	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	20,783 千円	

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		-		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
-	- %	- 人	-	

エ 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		-		円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)		-		%
手当の種類(手当数)		-		種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
-	-	-	-	

(注)18年度より手当を廃止。

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	1,401 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	140 千円
支給実績(令和2年度決算)	440 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	44 千円

1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和3年度決算)」と同じ

年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給 ・課長 41,600円	同じ		499 千円	499,200 円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に新たに採用された職員(月額最高2,500円)			0 千円	0 円

扶養手当	扶養親族のある職員 ・配偶者、父母等 月額6,500円 ・子 月額10,000円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ		120 千円	120,000 円
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員 ・借家 限度額 月額28,000円	同じ		644 千円	321,750 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、又は自動車等を使用する職員 ・交通機関利用者 運賃等相当額(1箇月当たり最高55,000円) ・交通用具使用者 通勤距離区分に応じた定額(月額最高24,500円)	同じ		213 千円	35,433 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員 ・基礎額(30,000円)+距離区分に応じた加算額(最高70,000円)(月額)	同じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員(11月～翌年3月までの間に限る) ・世帯区分に応じた定額(月額最高17,800円)	同じ		432 千円	53,975 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員 ・勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員 ・支給区分に応じた定額(1回当たり4,400円)	同じ		0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき4,000円	同じ		0 千円	0 円
災害派遣手当	災害の際に他団体等から派遣された職員 ・日数区分に応じた定額(日額最高6,620円)	同じ		0 千円	0 円



(3) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 2年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 3年度	千円 1,979,407	千円 △ 12,232	千円 1,176,147	% 59.4	% 60.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 3年度	人 123	千円 531,941	千円 193,314	千円 201,438	千円 926,693	千円 7,534	千円 7,080

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和4年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和4年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
寒河江市(病院事業)	46.8 歳	355,374 円	600,220 円
医師	54.2 歳	519,200 円	1,671,047 円
看護師	46.9 歳	346,768 円	524,446 円
事務職員	41.7 歳	349,238 円	501,777 円
団 体 平 均	42.8 歳	328,525 円	586,067 円
医師	43.2 歳	562,230 円	1,406,363 円
看護師	40.9 歳	295,726 円	479,885 円
事務職員	45.8 歳	319,676 円	500,517 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

寒 河 江 市 (病院事業)		寒 河 江 市 (一般行政職)	
1人当たり平均支給額(令和3年度)		1人当たり平均支給額(令和3年度)	
1,613 千円		1,377 千円	
(令和2年度支給割合)		(令和2年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	1.85 月分	2.40 月分	1.85 月分
( 1.35 )月分	( 0.90 )月分	( 1.35 )月分	( 0.90 )月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%		・役職加算 5～15%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和4年4月1日現在)

寒 河 江 市 (病院事業)			寒 河 江 市 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~45%加算)	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	20,783	千円

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		-		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
-	- %	- 人	-	%

エ 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)		117,744 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		1,213,860 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)		78.2 %	
手当の種類(手当数)		5 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
研修手当	医師	医師の研修	給与月額10%の額+20万円以内の額
医務手当	医師	医師の業務	月57万円以内
夜間看護手当	看護師	勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等に従事したとき	1回 2,150円~7,300円
緊急業務手当	薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、看護師	正規の勤務時間以外に、救急患者等に対応するため呼出を受け、緊急の業務に従事したとき	1回 1,500円
防疫等作業手当	医師、臨床検査技師、診療放射線技師、看護師	新型コロナウイルス感染症に係る患者対応・検査業務等に従事したとき	1日 3,000円~4,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	34,904 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	293 千円
支給実績(2年度決算)	36,247 千円
職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	312 千円

1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和2年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和4年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給 ・院長 110,100円 ・副院長 77,100円 ・診療部長 61,700円 ・診療主幹 41,600円 ・総看護師長 43,300円 ・事務長 41,600円	同 じ		8,279 千円	752,618 円
扶養手当	扶養親族のある職員 ・配偶者、父母等 月額6,500円 ・子 月額10,000円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同 じ		8,939 千円	212,821 円
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員 ・借家 限度額 月額27,000円	同 じ		3,493 千円	249,507 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し、又は自動車等を使用する職員 ・交通機関利用者 運賃等相当額(1箇月当たり最高55,000円) ・交通用具使用者 通勤距離区分に応じた定額(月額最高24,500円)	同 じ		6,993 千円	69,235 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員 ・基礎額(30,000円)+距離区分に応じた加算額(最高70,000円)(月額)	同 じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員(11月～翌年3月までの間に限る) ・世帯区分に応じた定額(月額最高17,800円)	同 じ		6,800 千円	55,735 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員 ・勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同 じ		8,751 千円	168,291 円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員 ・支給区分に応じた定額 医師 1回あたり30,000円 看護師 1回あたり5,900円	同 じ		12,547 千円	392,103 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき4,000円	同 じ		0 千円	0 円
災害派遣手当	災害の際に他団体等から派遣された職員 ・日数区分に応じた定額(日額最高6,620円)	同 じ		0 千円	0 円